

第1 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

(1) これまでの本市の取組み

北九州市の認知症高齢者等は、約4万人と推計されており、これは高齢者の7人に1人の割合で認知症の症状がみられることになります。

今後も高齢化の進展に伴い、認知症高齢者等はさらに増えることが見込まれており、認知症に関する取組みは喫緊の課題となっています。

本市では、これまで、平成27(2015)年3月に「北九州市認知症施策推進計画(通称：北九州市版オレンジプラン)」を策定し、「市民一人ひとりが、認知症を正しく理解し、誰もが安心して暮らせる『みんなで支えあうまち』」を基本理念に総合的な認知症施策を推進してきました。その後、平成30(2018)年3月に北九州市版のオレンジプランを改訂し、①市民一人ひとりが認知症のことを正しく理解する(普及啓発)、②認知症の人やその家族を支える体制を構築する(支援体制)、③認知症の人やその家族の視点や意向を尊重する(意向尊重)を基本方針としきらなる認知症施策の推進に取り組んでいます。

(2) 国の動き

一方、国においては、平成24(2012)年9月に「認知症施策推進5か年計画(通称：オレンジプラン)」を公表、平成27(2015)年1月には、「認知症施策推進総合戦略(通称：新オレンジプラン)」を策定しました。また、平成29(2017)年6月には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、新オレンジプランの基本的な考え方は法律上に位置づけられました。さらに、令和元(2019)年6月には、認知症施策推進関係閣僚会議で「認知症施策推進大綱」がとりまとめされました。

大綱では、認知症はだれもがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものであることを踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととしています。

《参考》認知症施策推進大綱(令和元年6月)について

認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっている。認知症の発症を遅らせ、認知症になつても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく。

本大綱において、

- ・ 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があつてもなくても同じ社会でともに生きる、という意味である。

引き続き、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。

- ・ 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になつても進行を緩やかにする」という意味である。

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができると示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスの収集・普及とともに、通いの場における活動の推進など、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への「備え」としての取組に重点を置く。結果として、70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明、予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

こうした基本的な考え方の下

1. 普及啓発・本人発信支援
2. 予防
3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
5. 研究開発・産業促進・国際展開

の5つの柱に沿って施策を推進する。その際、これらの施策は全て認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族の意見を踏まえて推進することを基本とする。

2 計画の位置づけ

(1) 国の計画との関係

この計画は、国が策定した「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」及び「認知症施策推進大綱」で示された考え方を踏まえ、本市独自の方策を加えた、認知症施策の基本的方向を示すものです。

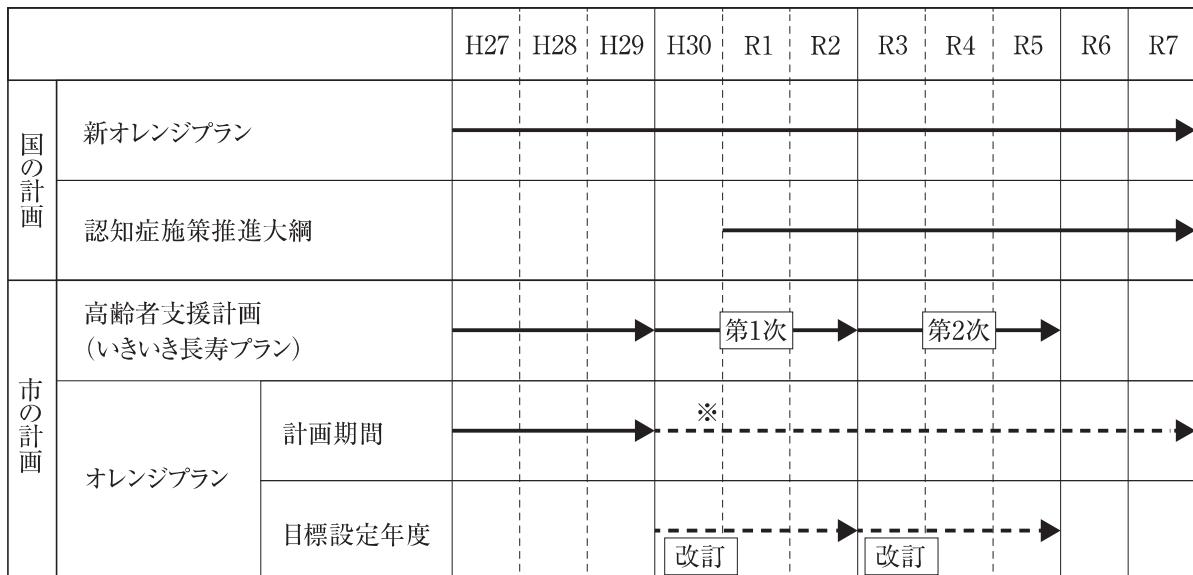
(2) 法定計画との関係

この計画は、介護保険法（第117条）に規定されている「介護保険事業計画（第8期）」、老人福祉法（第20条の8）に規定されている「老人福祉計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「北九州市成年後見制度利用促進計画」を包含した「第2次北九州市いきいき長寿プラン」のうち、認知症施策に関する内容をまとめたものです。

3 計画の期間

この計画の対象期間は、国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」及び「認知症施策推進大綱」の計画期間同様に、地域包括ケアシステムの実現を目指す令和7年（2025年）までとします。また、各種事業の目標設定年度は、介護保険の事業計画期間を踏まえ、令和5年度末（2023年度末）を当面の目標年度とします。

《参考》



4 計画の推進体制

<北九州市民>

認知症の人が住み慣れた地域で、安心して安全な生活を送り続けるためには、市民一人ひとりが認知症を正しく理解するとともに、予防を含めた認知症への「備え」に取り組んでいきます。

<地域>

認知症の人が住み慣れた地域で生活し続けるために、地域の人が認知症の人の立場に立って考えながら、見守りをはじめとした支援等に積極的に関わっていくことが必要です。地域の人は、事業者・行政等と連携し、認知症の人とその家族が孤立しないように支えていきます。

<事業者等>

認知症の人とその家族が日常生活の様々な場面で関わる事業者等の理解と支援があれば、その生活の質を高めることができます。そのためには、事業者や企業が認知症への理解を深め、認知症の人の考え方を尊重しながら接していくことが大切です。

事業者等は「社会的責任」の観点から、認知症対策により積極的に関わっていくことが求められています。このため、認知症の人とその家族が日常生活を送る中で困ることがないよう配慮し、また、困ったことが起こった時には適切な対応ができるような取組を進めます。

<学校教育等>

将来を担う子どもたちをはじめとした若い世代が、認知症のことを正しく理解することは非常に重要です。また、認知症の人だけでなく、高齢者に対する思いやりとやさしさの気持ちを育むことも大切です。このため、教育の場で「認知症サポーター」の養成を進めるとともに、認知症に関するボランティア活動を進めるなど、認知症の人や高齢者に対して思いやりの気持ちを持つ、人にやさしいまちづくりにつなげます。

<警察>

警察は、認知症が原因で発生する行方不明者に対する安全の確保や、判断力の低下による詐欺被害などを未然に防ぐ対策の中心的な役割を担っています。行方不明者に関する相談や、捜索時の他機関との連携、認知症の人の交通安全など、地域生活に関する安全や安心を強化するための取組みを進めます。

<行政>

認知症の人とその家族を支援するためには、地域・民間・行政が一体となって取組みを進めることが重要です。このため、認知症に関わる人たちが密接に連携できる体制を構築し、市民一人ひとりのいのちを守り、安全に安心して暮らし続けることのできるまちをつくります。また、保健福祉の視点だけでなく、消費者保護や虐待防止など関連した部署と組織横断的な連携を図り、総合的な認知症施策を推進していきます。

《参考》北九州市オレンジ会議について

認知症施策は、行政だけでなく、地域をはじめとして、警察や医療・介護など認知症に密接に関わる機関、当事者団体、支援団体等と今まで以上に連携を強めていくとともに、交通機関、金融機関、小売業者等との連携も重要であるため、官民一体で認知症施策に取り組む「北九州市オレンジ会議」を開催し、総合的な認知症施策の推進を図ります。

【参加団体】

医師会、歯科医師会、薬剤師会、認知症疾患医療センター、学識経験者、看護協会、弁護士会、社会福祉士会、家族会、介護福祉士会、司法書士会、高齢者福祉事業協会、商工会議所、認知症関係団体、警察、鉄道会社、バス会社、タクシー協会、銀行、郵便局、小売業など

5 計画の成果指標

北九州市オレンジプランに基づく取組の検証については、このプランを包含する「第2次北九州市いきいき長寿プラン(令和3年度～令和5年度)」の指標を参考とします。

<総合的な認知症対策の推進>

認知症になっても、自宅で生活を続けられるか不安と考える高齢者の割合(一般高齢者)
現状：43.2% → 目標：減少

<権利擁護・虐待防止の充実・強化>

虐待や財産をねらった詐欺など高齢者の権利を侵害するものに対する不安が「ない」とする高齢者の割合(一般高齢者)

現状：45.5% → 目標：増加